会費規程

改定前	改定後
(目的)	(目的)
第1条 この規程は、公益社団法人北海道臨床工学技士会定款第7条に定める	第1条この規程は、公益社団法人北海道臨床工学技士会定款第7条に定める。
る会費について必要な事項を定める。	る会費について必要な事項を定める。
(会費)	(会費)
第2条 普通会員の年会費は、五千円とする。	第2条 普通会員の年会費は、五千円とする。
第3条 特別会員の年会費は、五千円とする。ただし、会長は、理事会の議決	第3条 特別会員の年会費は、五千円とする。ただし、会長は、理事会の議決
を経て、会費の納入を要しない特別会員を置くことができる。	を経て、会費の納入を要しない特別会員を置くことができる。
第4条 賛助会員および賛助団体の年会費は、一万円とする。ただし、会長は、理事会の議決を経て、会費の納入を要しない賛助会員を置くことができる。	第4条 賛助会員および賛助団体の年会費は、一万円とする。ただし、会長は、理事会の議決を経て、会費の納入を要しない賛助会員を置くことができる。
第5条 名誉会員は会費を納めることを要しない。	第5条 名誉会員は会費を納めることを要しない。
(会費の使途)	(会費の使途)
第6条 第2条及び第3条の会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、	第6条 第2条及び第3条の会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用す
残額が発生した場合は定款第4条に定める公益目的事業に使用する。	る。
(会費の納入時期)	(会費の納入時期)
第7条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。	第7条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。
ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。	ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。
附 則 (施行期日) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行 する。	附則